

第4章 諸申請等の処理事務

改正後

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

この欄には書かないでください。 通信日付印の年月日 確認印 一連番号 番号

年 月 日

平成____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業

フリガナ 電話番号

氏名 電番

年 月 日 提出

平成____年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類

申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日

年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた額		請求額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額
円		円	円		円
総合課税の所得金額	④に対する金額		④に対する金額		
	⑤に対する金額		⑤に対する金額		
	⑥に対する金額		⑥に対する金額		
計			計		
合計	①		合計	①	
※	②		※	②	
※	③		※	③	
所得から差し引かれる金額			所得から差し引かれる金額		
雑損控除			雑損控除		
医療費控除			医療費控除		
社会保険料控除			社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金			小規模企業共済等掛金		
生命保険料控除			生命保険料控除		
地震保険料控除			地震保険料控除		
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生			障害者、寡婦、寡夫、勤労学生		
配偶者控除			配偶者控除		
配偶者特別控除			配偶者特別控除		
扶養控除	人	人	扶養控除	人	人
基礎控除			基礎控除		
合計			合計		
課税される額	①に対する金額	④	課税される額	①に対する金額	④
	②に対する金額	⑤		②に対する金額	⑤
	③に対する金額	⑥		③に対する金額	⑥
所得税及び復興特別所得税の額			所得税及び復興特別所得税の額		
納める税金			納める税金		
還付される金			還付される金		
申告加算税			申告加算税		
加重加算税			加重加算税		

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合) 本店・支店 出願所 本所・支所

(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合) 貯金口座の記号番号

(郵便局等の窓口受取りを希望する場合) 預金 口座番号

改正前

個④001 所得税の更正の請求書【表面】

この欄には書かないでください。 通信日付印の年月日 確認印 一連番号 番号

年 月 日

平成____年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業

フリガナ 電話番号

氏名 電番

年 月 日 提出

平成____年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類

申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日

年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた額		請求額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額
円		円	円		円
総合課税の所得金額	④に対する金額		④に対する金額		
	⑤に対する金額		⑤に対する金額		
	⑥に対する金額		⑥に対する金額		
計			計		
合計	①		合計	①	
※	②		※	②	
※	③		※	③	
所得から差し引かれる金額			所得から差し引かれる金額		
雑損控除			雑損控除		
医療費控除			医療費控除		
社会保険料控除			社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金			小規模企業共済等掛金		
生命保険料控除			生命保険料控除		
地震保険料控除			地震保険料控除		
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生			障害者、寡婦、寡夫、勤労学生		
配偶者控除			配偶者控除		
配偶者特別控除			配偶者特別控除		
扶養控除	人	人	扶養控除	人	人
基礎控除			基礎控除		
合計			合計		
課税される額	①に対する金額	④	課税される額	①に対する金額	④
	②に対する金額	⑤		②に対する金額	⑤
	③に対する金額	⑥		③に対する金額	⑥
所得税の額			所得税の額		
納める税金			納める税金		
還付される金			還付される金		
申告加算税			申告加算税		
加重加算税			加重加算税		

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合) 本店・支店 出願所 本所・支所

(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合) 貯金口座の記号番号

(郵便局等の窓口受取りを希望する場合) 預金 口座番号

改 正 後	改 正 前
<p>個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。)に提出するものです。</p> <p>2 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。</p> <p>なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は従来どおり法定申告期限から1年です。</p> <p>※ 更正の請求期間を過ぎた課税期間について 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正できる期間内(3年間)^(注)であれば、「更正の申出書」を提出して、既に行った申告について正しい金額に訂正すること(減額更正)を申し出ることができます。申出内容が正当と認められた場合は、納め過ぎの税金が還付されます。</p> <p>(注) 純損失等の金額に係る更正については、増額更正できる期間が異なります。</p> <p>詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。</p> <p>3 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>また、添付した書類について、その書類名を記載します。</p> <p>なお、この欄の記載については、下の記載例を参照してください。</p> <p>(4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。</p> <p>(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、</p> <p>記載してください。</p> <p>なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。</p> <p>(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。</p> <p>5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書</p> <p>(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書</p> <p>6 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。</p> <p>【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄の記載例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。</p> <p>○ 事業所得の金額について誤りがあった場合 理 由：事業所得の必要経費(地代家賃：事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。 添付書類：決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書</p> <p>○ 医療費控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院(△△市×-×-×)へ支払った医療費(〇〇〇円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(〇〇〇円)</p> <p>○ 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書</p> <p>○ 扶養控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。</p> <p>○ 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 添付書類：(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p> </div>	<p>個④001 所得税の更正の請求書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。</p> <p>なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は従来どおり法定申告期限から1年です。</p> <p>※ 更正の請求期間を過ぎた課税期間について 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内(3年間)に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納め過ぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うことになります(申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てすることはできません。)</p> <p>3 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>また、添付した書類について、その書類名を記載します。</p> <p>なお、この欄の記載については、下の記載例を参照してください。</p> <p>(4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。</p> <p>(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、</p> <p>記載してください。</p> <p>なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。</p> <p>(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。</p> <p>5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書</p> <p>(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書</p> <p>6 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。</p> <p>【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄の記載例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。</p> <p>○ 事業所得の金額について誤りがあった場合 理 由：事業所得の必要経費(地代家賃：事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。 添付書類：決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書</p> <p>○ 医療費控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院(△△市×-×-×)へ支払った医療費(〇〇〇円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(〇〇〇円)</p> <p>○ 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年分の国民年金保険料控除証明書</p> <p>○ 扶養控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。</p> <p>○ 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合 理 由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 添付書類：(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p> </div>